運 輸 安 全 報 告 書

２０２５年６月２６日

松戸新京成バス株式会社

輸送の安全に関する取り組み

２０２５年　６月２６日
松戸新京成バス株式会社

当社では、輸送の安全を確保するため、全社員が一丸となって以下のとおり取り組んでおります。

１．輸送の安全に関する基本的な方針

（１）取締役社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしてまいります。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現業部門の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

（２）当社は、輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Ｐｌａｎ・Ｄｏ・Ｃｈｅｃｋ・Ａｃｔ）を実施し、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

２．輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

（１）２０２４年度

前年度実績をもとに月毎の減件目標を設定。
年間有責事故３９件以下の目標に対して２０２４年度実績は３５件により目標達成。
発進時の車内人身事故撲滅０件の目標に対して２０２４年度実績は０件により目標を達成

項　目	目　標	実　績
有責事故	３９件以下	３５件
発進時の車内人身事故撲滅	０件	０件

（２）２０２５年度

２０２４年度は減件目標を達成したものの、２０２３年度比較では１２件増加となった。
特に下期の事故発生件数が全体の６０%を占めたことから、目標達成は結果に過ぎなかったものと捉え、２０２５年度の減件目標については改めて２０２４年度の減件目標と同数の３９件以下に設定することで、決して油断することなく、危機感を持って事故防止に取り組むものとした。
また、重点施策として過去３年間継続して取組んだ「発進時の車内人身事故撲滅（発生件数０件）」は、取組み最終年度で目標を達成したこと及び査察等により理解浸透度も相当数確認できた。
一方で、自転車との事故が増加傾向にあり、人身事故につながっていることから、２０２５年度は重点施策を見直し、「自転車との事故撲滅（０件）」に設定し、重大事故撲滅に努めるものとする。

項　目	目　標	備　考
有責事故	３９件以下	上記の理由により、 ２０２４年度減件目標と同数の設定
自転車との事故撲滅（０件）	０件	

３．自動車事故報告規則第２条に規定する事故に関する統計

２０２４年度に発生した自動車事故報告規則第２条に規定する事故は下記のとおりです。

報告事故	０件
車両故障等	３件

４．輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

（１）事故防止対策

①対策の立案・周知

・乗務員安全運転心得（発進時の車内人身事故撲滅「座る・つかまる確認してからドア閉め操作」・横断歩行者等保護三原則・自転車事故防止三原則）の携行カード化による周知

表面

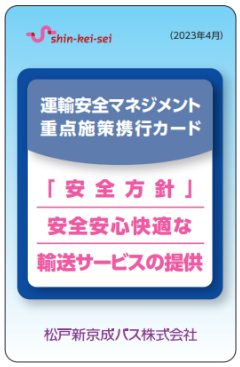

裏面

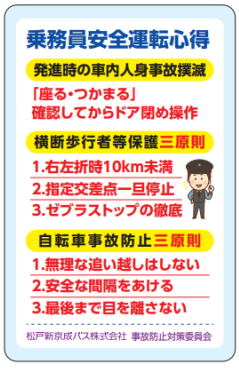

・ゆとりダイヤの設定

・事故、ヒヤリハット映像の有効活用（乗務員集合研修での映像活用と受講者間ディスカッション）

・車両定期整備計画に準じた整備の実施

・全車両スタッドレスタイヤ装着

②運行管理の徹底

・静脈認証方式電子点呼システムによる確実な点呼の実施

・事故防止運動の実施（全国交通安全運動、輸送安全総点検、車内事故防止キャンペーン等）

・本社・営業所管理職による点呼立会指導の実施

・運行管理者から乗務員への指導監督の指針に基づく指導教育の実施

③健康管理対策

・定期健康診断の実施（年２回）

・脳ＭＲＩ検査の実施（５０歳以上、３年サイクル）

・睡眠時無呼吸症候群（ＳＡＳ）検査の実施

・規制薬物検査の実施　（入社時）

（２）情報の交換、共有

①社外との対応

・新京成電鉄およびグループ会社間での緊密な情報交換、定例会議実施（月１回）

・京成バスグループ研修会参加（四半期毎１回）

・京成グループ内同業社間事故速報共有（週１回）

・関係保険会社主催研修会参加（適宜）

・道路管理者、所轄警察署へのバス走行環境改善要望（適宜）

②社内での対応
・推進会議の開催（月２回）
・事故防止対策委員会の開催（月１回）　※３月開催分はマネジメントレビュー
・営業所会議の開催（月１回）
・輸送の安全に関る内部監査の実施（年１回）　※旧新京成バス２社間クロス方式
・ヒヤリ・ハット情報、危険箇所等情報の共有（適宜）
・京成バスグループ内同業者間事故速報共有（週１回）

（３）輸送の安全に関する予算と実績額等　（単位：千円）

項　目	２０２４年度 予　算　額	２０２４年度 実　績　額	備　考
車両新造・安全装置等に関する費用	104,400	108,212	車両新造代替・車載安全装置類 （ミラーヒーター） 整備工場機器類
車両維持補修費用	85,633	81,889	点検整備・修理費用関係 スタッドレスタイヤ等
安全研修に関する費用	2，880	1，409	自動車教習所実技研修 サービス介助基礎講習 適正診断
健康管理に関する費用	3，671	3，746	定期健診 ストレスチェック 脳 MRI・SAS 検査等 感染症対策等
合　計	196，584	195，256	

５．輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制

輸送の安全に関する組織体制は安全管理規程第８条「社内組織」の中で定め、それぞれの役割を明確にしております。

なお、事故等発生時の連絡体制の詳細は、**別紙１の緊急時の体制（レベルＡ）**をご参照下さい。

６．輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

（１）乗務員
・初任運転者研修（入社時）
・サービス介助基礎講習（入社時）
・入社３年未満の乗務員に対するフォローアップ研修
・適性診断受診後の助言指導（一般、初任、高齢、事故惹起者）
・自動車教習所の各種実技研修（初任・高齢・事故惹起者・入社３年目）
・本社役職員・営業所管理職による添乗指導・街頭査察指導の実施
・体験型・実践型（ディスカッションを含む）を主とした集合研修（１人年１回受講）
・指導監督の指針に基づく月例座学研修（１人毎月１回受講）

（２）非乗務員　（役員、本課員、運行管理者等）

・ナスバ運輸安全マネジメントセミナー受講（営業所管理職・本課）
・運行管理者一般講習（経営トップ、安全統括管理者、営業所管理職、本課員、運行管理者）
・飲酒運転防止インストラクター資格取得研修（営業所管理職のうちの未取得者）
・社内管理者研修（本課員・営業所管理職等）

（３）運転者の実技指導に係る情報（2024 年度乗務員集合研修の実績）

【実施対象者】

運転士	162 名
運行管理者	10 名

※退職者・長期欠勤者を除く

【実技指導内容】

① 相互添乗	② 相互添乗（乗り心地を意識した運転）
③ 車内確認の重要性（旅客閉じ込め防止）	④ 緊急時の対応（非常扉操作）
⑤ 緊急時の対応（消火器の操作）	⑥ 緊急時の対応「緊急時のブレーキ操作」
⑦ ①の相互添乗を実施後、実際のドライブレコーダーの映像を用いたディスカッションを実施	

（４）一般貸切初任運転者の実技指導に係る情報

【実施対象者】

2024 年 4 月 1 日入社　1 名

2024 年 7 月 16 日入社　1 名

【座学研修内容（計画）】

①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項

②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法

③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項

④危険の予測及び回避

⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法

⑥ドライブレコーダーの記録映像を用いた運転特性の把握と是正

⑦運転者の運転特性に応じた安全運転（初任適性診断結果に基づく助言指導）

【実車研修内容（計画）】

期　　間：2024 年 4 月 1 日～4 月 30 日 / 2024 年 7 月 16 日～8 月 9 日

車　　種：大型

実車ルート：松戸市、市川市等を中心とした千葉県内

実技指導の具体的な内容

①関係法令の遵守（道路交通法・道路運送法・旅客自動車運送事業運輸規則）

②バスの構造や特性に合わせた安全運転

（車高・車長・車幅・死角・車両特性に配慮した運転）

③事故予防のための安全運転

（発進・停車／進路変更／交差点右左折・通過時／狭隘路／坂道／追越／夜間走行／停留所発着等の安全運転）

④危険予測及び回避、並びに緊急時における対応

⑤乗客の安全を確保するために留意する事項

（走行時・降車時・高齢者・障碍者等の安全確保）

⑥その他の車両装備（ワンマン機器・非常扉・スロープ板・消火器等）

【実技指導員の指導歴】

指導者	大型経験	指導歴
A	43 年	6 年 8 ヶ月
B	34 年	1 年 11 ヶ月
C	9 年	13 年 10 ヶ月
D	10 年	14 年 9 ヶ月

７．輸送の安全に係る内部監査の結果ならびにそれに基づき講じた措置および講じようとする措置

２０２４年度は輸送の安全に関する取組みの経営トップ・安全統括管理者としての責務遂行状況と目標達成状況及び担当部署への貸切バスの安全性向上に向けた対策の制度改正（2024 年 4 月 1 日）への対応状況等について、グループ会社監査チームによる内部監査を実施しました。

内部監査の実施結果については経営トップへの報告とともに社内共有し改善に努めています。

８．安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者：取締役営業部長　中嶋　貞治

選　　任　　日：２０１７年７月１日

９．事業用自動車の運転者、運行管理者及び整備管理者に係る情報

（運転者）

正　社　員	１０６人
嘱託（定年後再雇用）	２７人
嘱託（短時間勤務等）	２４人
総　　数	１５７人

（運行管理者・整備管理者等）

運行管理者	１４人
運行管理補助者	２人
整備管理者	１人
整　備　士	３人
整備管理者補助者	１１人

１０．事業用自動車に係る情報

事業種別等	車両数	ドライブレコーダー搭載車両数	デジタルタコグラフ搭載車両数	ASV 搭載車両数
一般乗合旅客自動車運送事業（路線） （うちノンステップバス） （うちワンステップバス）	９５ （９３） （２）	９５	９５	４８
一般乗合旅客自動車運送事業（高速）	３	３	３	３
一般貸切旅客自動車運送事業用車両 （うち大型車両） （うち小型車両）	５ （１） （４）	５	５	４

※（　）内の数値は内数

１１．行政処分

（１）① 行 政 処 分 日　　２０２２年３月１日
② 処　分　内　容　　輸送施設の使用停止３０日車
③ 主な違反事項　　道路運送法第２７条第３項
・疾病のおそれのある運転者を乗務させていたこと。
（雇入れ時の健康診断が入社前３ヶ月を超えていた）
・運転者に対する適切な指導監督をしていなかったこと
④ 改善状況等　　・雇い入れ時の健康診断受診日について見直しを図った。
・指導教育内容および実施方法について見直しを図った。

（２）① 行 政 処 分 日　２０２４年１２月3日
② 処　分　内　容　輸送施設の使用停止３０日車
③ 主 な 違 反 事 項　道路運送法第２７条第３項
・運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、所定の拘束時間を超えて乗務していたものがあったこと。
・4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間及び休日労働の限度未遵守
④ 改 善 状 況 等　・ 一部路線の廃止を含めた減便、減仕業等の事業計画変更により改善に努めた。
・ 採用活動を強化し運転士の確保に努めた。
・改善基準告示の遵守状況を全社的に管理監督する体制を構築し運用することで改善をはかり、過労防止に努めた。

１２．安全管理規程

別紙２の通り